## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第４１８号**
新潟市秋葉区蒲ヶ沢491番地
債務者　髙橋　　修
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１９４号**
大阪市大正区泉尾１丁目19番12号ビバリーヒルズ泉尾２Ｃ号
債務者　乾　真由美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４５５２号**
大阪府門真市大字**蜷**島272番地の14
債務者　兵頭　浩二
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８６４号**
大阪府東大阪市島之内１丁目６番１―303号
債務者　藤田千恵里（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５１９０号**
大阪府箕面市坊島１丁目７番２号
債務者　山口　聖子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５２４４号**
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―301号
債務者　近藤　幹雄
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５５７９号**
大阪府門真市本町９番16―705号
債務者　瀬崎　明美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第５６２３号**
大阪市住吉区長居３丁目10番23号　米田ビル12号
債務者　篠原　崇浩
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第６５号**
大阪市鶴見区諸口３丁目２番３―110号
債務者　合田香緒里
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第６９号**
大阪府寝屋川市音羽町１番13―301号
債務者　俵　　安**徳**
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７２号**
大阪市東成区大今里南４丁目３番６―307号
債務者　中山　　清
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７３号**
大阪市住吉区我孫子４丁目17番39号　ロジエほりの202号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目８番25号
債務者　辻　　武夫
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７４号**
大阪市住吉区我孫子４丁目17番39号　ロジエほりの202号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目８番25号
債務者　辻　　桂子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第７８号**
大阪市大正区平尾１丁目６番10号　山中文化２階12号
債務者　松永　繁実
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１号**
函館市弁天町２番14号
債務者　高田　光則
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６８号**
青森県南津軽郡田舎館村大字川部字村元６番地１、住民票上の住所青森県弘前市大字城東４丁目10番地８　パークサイドハイツＡ―101号
債務者　平川　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２６年（フ）第１６９号**
青森県弘前市大字城東４丁目10番地８　パークサイドハイツＡ―101号
債務者　平川　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
青森地方裁判所弘前支部